

建築基準法（抄）

（居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置）

第28条の2

居室を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。

建築基準法施行令（抄）

（建築物の建築に関する確認の特例）

第13条の2 法第6条の3第一項の規定により読み替えて適用される法第6条第一項（法第87条第一項及び法第87条の2において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第87条第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第87条の2において準用する場合にあつては第二号。以下この条において同じ。）に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一・二略

三 法第6条の3第一項第3号に掲げる建築物のうち防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものを除く。）次に定める規定

イ 法第20条から法第25条まで、法第27条、法第28条、法第29条、法第31条第一項、法第32条、法第33条、法第35条から法第35条の3まで及び法第37条の規定

ロ 第二章（第一節の三、第32条及び第35条を除く。）第三章（第八節を除き、第80条の2にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）第四章から第五章の二まで、第五章の四（第二節を除く。）及び第144条の3の規定

ハ 略

四 法第6条の3第一項第3号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物 次に定める規定

イ 略

ロ 第二章（第20条の3、第一節の三、第32条及び第35条を除く。）第三章（第八節を除き、第80条の2にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）第119条、第五章の四（第129条の2の5第一項第6号及び第7号並びに第二節を除く。）及び第144条の3の規定

ハ 略

第一節の二 開口部の少ない建築物等の換気設備

第一節の三 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置

（発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質）

第20条の4 法第28条の2の政令で定める化学物質は、クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

（化学物質の発散に対する衛生上の措置に関する技術的基準）

第20条の5 法第28条の2の政令で定める技術的基準で建築材料に係るものは、次のとおりとする。

一 建築材料にクロルピリホスを添加しないこと。

二 クロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料を用いないこと。ただし、その添加から長期間経過していることその他の理由によりクロルピリホスを発散するおそれがないものとして国土交通大臣が定める建築材料については、この限りでない。

三 居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下この節において同じ。）の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根）並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において「内装」という。）の仕上げには、夏季においてその表面積1平方メートルにつき毎時0.12ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を用いないこと。

四 居室の内装の仕上げに、夏季においてその表面積 1 平方メートルにつき毎時 0.02 ミリグラムを超え 0.12 ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発生するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第二種ホルムアルデヒド発生建築材料」という。）又は夏季においてその表面積 1 平方メートルにつき毎時 0.005 ミリグラムを超え 0.02 ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発生するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第三種ホルムアルデヒド発生建築材料」という。）を用いるときは、それぞれ、第二種ホルムアルデヒド発生建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に次の表（一）の項に定める数値を乗じて得た面積又は第三種ホルムアルデヒド発生建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に同表（二）の項に定める数値を乗じて得た面積（居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発生建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発生建築材料を用いるときは、これらの面積の合計）が、当該居室の床面積を超えないこと。

	住宅等の居室		住宅等の居室以外の居室		
	換気回数が 0.7 以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室	その他の居室	換気回数が 0.7 以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室	換気回数が 0.5 以上 0.7 未満の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室	その他の居室
(一)	1.2	2.8	0.88	1.4	3.0
(二)	0.20	0.50	0.15	0.25	0.50
備考					
一 この表において、住宅等の居室とは、住宅の居室並びに下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び家具その他これに類する物品の販売業を営む店舗の売場（常時開放された開口部を通じてこれらと相互に通気が確保される廊下その他建築物の部分を含む。）をいうものとする。					
二 この表において、換気回数とは、次の式によって計算した数値をいうものとする。					
$n = \frac{V}{A \cdot h}$					
<p>この式において、n、V、A及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>n 1時間あたりの換気回数</p> <p>V 機械換気設備の有効換気量（次条第一項第一号ロに規定する方式を用いる機械換気設備で同号ロ(1)から(3)までに掲げる構造とするものにあつては、同号ロ(1)に規定する有効換気換算量）</p> <p style="text-align: center;">（単位 一時間につき立方メートル）</p> <p>A 居室の床面積（単位 平方メートル）</p> <p>h 居室の天井の高さ（単位 メートル）</p>					

2 第一種ホルムアルデヒド発生建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時 0.12 ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発生しないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項及び第四項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第二種ホルムアルデヒド発生建築材料に該当するものとみなす。

3 第一種ホルムアルデヒド発生建築材料又は第二種ホルムアルデヒド発生建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時 0.02 ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発生しないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第三種ホルムアルデヒド発生建築材料に該当するものとみなす。

4 第一種ホルムアルデヒド発生建築材料、第二種ホルムアルデヒド発生建築材料又は第三種ホルムアルデヒド発生建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時 0.005 ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発生しないものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、これらの建築材料に該当しないものとみなす。

5 次条第一項第 1 号ハに掲げる基準に適合する中央管理方式の空調設備を設ける建築物の居室については、第一項第 3 号及び第 4 号の規定は、適用しない。

第20条の6 法第28条の2の政令で定める技術的基準で換気設備に係るものは、次のとおりとする。

一 居室には、次のいずれかに適合する構造の換気設備を設けること。

イ 機械換気設備（口に規定する方式を用いるもので口(1)から(3)までに掲げる構造とするものを除く。）にあつては、第129条の2の6第二項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

(1) 有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。(2)において同じ。）が次の式によつて計算した必要有効換気量以上であること。

$$V_r = n A h$$

この式において、 V_r 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

n 前条第一項第4号の表備考一の号に規定する住宅等の居室（次項において単に「住宅等の居室」という。）にあつては0.5、その他にあつては0.3

A 居室の床面積（単位 平方メートル）

h 居室の天井の高さ（単位 メートル）

(2) 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた方法を用いるものであること。

ロ 居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備にあつては、第129条の2の6第二項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

(1) 次の式によつて計算した有効換気換算量がイ(1)の式によつて計算した必要有効換気量以上であるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

$$V_q = Q \frac{(C - C_p)}{C} + V$$

この式において、 V_q 、 Q 、 C 、 C_p 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_q 有効換気換算量（単位 1時間につき立方メートル）

Q 浄化して供給する空気の量（単位 1時間につき立方メートル）

C 浄化前の空気に含まれるホルムアルデヒドの量（単位 1立方メートルにつきミリグラム）

C_p 浄化して供給する空気に含まれるホルムアルデヒドの量（単位 1立方メートルにつきミリグラム）

V 有効換気量（単位 1時間につき立方メートル）

(2) 1の機械換気設備が2以上の居室にかかる場合にあつては、当該換気設備の有効換気量が、当該2以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上支障がないようにするために必要な換気を確保できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造又は国土交通大臣の認定を受けた構造とすること。

二 法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が1,000平方メートルを超える地下街に設ける機械換気設備（1の居室にかかるものを除く。）又は中央管理方式の空気調和設備にあつては、これらの制御及び作動状態の監視を中央管理室において行うことができるものとする。

2 前項の規定は、同項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上支障がないようにするために必要な換気を確保できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる住宅棟の居室若しくはその他の居室又は国土交通大臣の認定を受けた住宅棟の居室若しくはその他の居室には、適用しない。

第20条の7 前二条（第20条の5第一項第1号及び第2号を除く。）の規定は、一年を通じて当該居室内の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒドの量を空気一立方メートルにつきおおむね0.1ミリグラム以下に保つことができるものとして、国土交通大臣の認定を受けた居室については、適用しない。

(換気設備)

第129条の2の6 建築物(換気設備を設けるべき調理室等を除く。以下この条において同じ。)に設ける自然換気設備は、次に定める構造としなければならない。

- 一 換気上有効な給気口及び排気筒を有すること。
- 二 給気口は、居室の天井の高さの2分の1以下の高さの位置に設け、常時外気に開放された構造とすること。
- 三 排気口(排気筒の居室に面する開口部をいう。以下この項において同じ。)は、給気口より高い位置に設け、常時開放された構造とし、かつ、排気筒の立上り部分に連結すること。
- 四 排気筒は、排気上有効な立上り部分を有し、その頂部は、外気の流れによつて排気が妨げられない構造とし、かつ、直接外気に開放すること。
- 五 排気筒には、その頂部及び排気口を除き、開口部を設けないこと。
- 六 給気口及び排気口並びに排気筒の頂部には、雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備をすること。

2 建築物に設ける機械換気設備は、次に定める構造としなければならない。

- 一 換気上有効な給気機及び排気機、換気上有効な給気機及び排気口又は換気上有効な給気口及び排気機を有すること。
- 二 給気口及び排気口の位置及び構造は、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間における空気の分布を均等にし、かつ、著しく局部的な空気の流れを生じないようにすること。
- 三 給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口には、雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備をすること。
- 四 直接外気に開放された給気口又は換気口に換気扇を設ける場合には、外気の流れによつて著しく換気能力が低下しない構造とすること。
- 五 風道は、空気を汚染するおそれのない材料で造ること。

3 建築物に設ける中央管理方式の空気調和設備は、前項に定める構造とするほか、国土交通大臣が居室における次の表の各項の左欄に掲げる事項がおおむね当該各項の右欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給することができる性能を有し、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がない構造として国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

(一)	浮遊粉じんの量	空気1立方メートルにつき0.15ミリグラム以下
(二)	一酸化炭素の含有率	100万分の10以下
(三)	炭酸ガスの含有率	100万分の1,000以下
(四)	温度	1 17度以上28度以下 2 居室における温度を外気温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
(五)	相対湿度	40パーセント以上70パーセント以下
(六)	気流	1秒間につき0.5メートル以下
この表の各項の右欄に掲げる基準を適用する場合における当該各項の左欄に掲げる事項についての測定方法は、国土交通省令で定める。		

建築基準法施行規則（抄）

（確認申請書の様式）

第1条の3 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第6条第1項第4号に掲げる建築物については次の表一の(い)項に掲げる図書を、同項第1号に掲げる建築物については同表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書を、同項第2号及び第3号に掲げる建築物については同表の(い)項、(ろ)項及び同表の(は)項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(は)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(は)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、法第28条の2の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(に)項に掲げる図書を、法第35条の2の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の(ほ)項に掲げる図書を、法第52条第7項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第1項及び第6項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(へ)項に掲げる図書を、法第52条第8項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第1項、第2項及び第6項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(と)項に掲げる図書を、法第56条第7項の規定により同項第1号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ち)項に掲げる図書を、法第56条第7項の規定の適用により同項第1号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(り)項に掲げる図書を、法第56条第7項の規定の適用により同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ぬ)項に掲げる図書を、法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(る)項に掲げる図書を、次の表二及び表三の(い)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(ろ)欄の当該各項に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(三)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）を添えたものとする。ただし、表一の(い)項、(へ)項、(と)項、(ち)項、(り)項、(ぬ)項又は(る)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

表一

図書の種類	明示すべき事項	
(い)	付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及び尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火設備の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
	尿尿浄化槽の見取り図	尿尿浄化槽の形状、構造及び大きさ
(ろ)	2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造（法第62条第1項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造）
	2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びびさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ
(は)	基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	構造詳細図	
(に)	使用建築材料表	令第20条の5第1項第3号に規定する内装の仕上げ（以下単に「内装の仕上げ」という。）に用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積
(ほ)	室内仕上げ表	建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
(へ)	法第52条第7項第2号に規定する空地のうち道路に接して有効な部分（以下「道路に接して有効な部分」という。）の配置図	縮尺、方位、敷地境界線、法第52条第7項第2号に規定する空地の面積、道路に接して有効な部分の面積及び位置、敷地内における工作物の位置並びに敷地の接する道路の位置
	道路の配置図	縮尺、方位、敷地境界線、前面道路及び前面道路が接続する法第52条第8項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長

(ち)	令第135条の6第1項第1号に規定する道路高さ制限適合建築物(以下「道路高さ制限適合建築物」という。)の配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における道路高さ制限適合建築物の位置、擁壁の位置、土地の高低、道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置及び幅員、令第135条の9の規定により定める位置並びに申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率(令第135条の5に規定するものをいう。以下同じ。)
(り)	令第135条の7第1項第1号に規定する隣地高さ制限適合建築物(以下「隣地高さ制限適合建築物」という。)の配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における隣地高さ制限適合建築物の位置、擁壁の位置、土地の高低、令第135条の7第3項に規定する高低差区分区域(以下「高低差区分区域」という。)の境界線、隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置、令第135条の10の規定により定める位置並びに申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率
(ぬ)	令第135条の8第1項の規定により想定する建築物(以下「北側高さ制限適合建築物」という。)の配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における北側高さ制限適合建築物の位置、擁壁の位置、土地の高低、高低差区分区域の境界線、北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置、令第135条の11の規定により定める位置並びに申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率
(る)	日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面(以下この表において「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線(以下この表において「測定線」という。)、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時まで(道の区域内にあっては午前9時から1時間ごとに午後3時まで)の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで(道の区域内にあっては午前9時から午後3時まで)の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線

二

	(い)	(ろ)
(一)	法第20条第2号に掲げる建築物以外の建築物	<p>当該建築物の構造方法が令第36条第2項第2号の構造方法に該当するもの</p> <p>当該建築物の構造方法が令第36条第2項第3号の構造方法に該当するもの</p>
(二)	法第20条第2号に掲げる建築物(高さが60メートルを超える建築物(以下この表において「超高層建築物」という。)を除く。)	<p>次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載した構造計算書又は令第81条第1項ただし書に規定する構造計算(国土交通大臣が限界耐力計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものとして指定したものに限る。)の計算書</p> <p>令第36条第2項第3号の認定に係る認定書の写し</p>
		<p>次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載した構造計算書又は令第81条第1項ただし書に規定する構造計算の計算書</p> <p>一 令第82条の2に規定する特定建築物(以下単に「特定建築物」という。)以外の建築物 建築物の概要、構造計画(特定建築物に該当しないことの証明を含む。)、応力算定及び断面算定</p> <p>二 特定建築物で高さが31メートル以下のもの 建築物の概要、構造計画、応力算定、断面算定並びに令第82条の2に規定する構造計算及び令第82条の3又は令第82条の4に規定する構造計算</p> <p>三 特定建築物で高さが31メートルを超えるもの 建築物の概要、構造計画、応力算定、断面算定並びに令第82条の2及び令第82条の4に規定する構造計算</p>
		<p>当該建築物の構造方法が令第36条第2項第2号の構造方法に該当するもの</p> <p>当該建築物の構造方</p>
		<p>令第86条の6に規定する限界耐力計算の構造計算書又は令第81条第1項ただし書に規定する構造計算(国土交通大臣が限界耐力計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものとして指定したものに限る。)の計算書</p> <p>令第36条第2項第3号の認定に係る認定書の写し</p>

		法が令第36条第2項第3号に該当するもの	
(三)	超高層建築物		令第36条第4項の認定に係る認定書の写し
(四)	主要構造部を法第2条第9号の2イ(2)に該当する構造とする建築物	令第108条の3第1項第1号に該当するもの	一 令第108条の3第1項第1号の耐火性能検証法により検証をした際の計算書 二 当該建築物の開口部が令第108条の3第4項の防火区画検証法により検証したものである場合にあっては、当該検証をした際の計算書
		令第108条の3第1項第2号に該当するもの	一 令第108条の3第1項第2号の認定に係る認定書の写し 二 当該建築物の開口部が令第108条の3第4項の認定を受けたものである場合にあっては、当該認定書の写し
(五)	令第129条の2第1項の階避難安全検証法により階避難安全性能を有することを確かめた階のある建築物		令第129条の2第1項の階避難安全検証法により検証をした際の計算書
(六)	令第129条の2第1項の認定を受けた階のある建築物		令第129条の2第1項の認定に係る認定書の写し
(七)	令第129条の2の2第1項の全館避難安全検証法により全館避難安全性能を有することを確かめた建築物		令第129条の2の2第1項の全館避難安全検証法により検証をした際の計算書
(八)	令第129条の2の2第1項の認定を受けた建築物		令第129条の2の2第1項の認定に係る認定書の写し

三

	(い)	(ろ)
(一)	令第38条第4項、令第43条第1項ただし書若しくは第2項ただし書、令第46条第2項第1号八、同条第3項、令第48条第1項第2号ただし書、令第51条第1項ただし書、令第62条の8ただし書、令第67条第1項第2号、令第68条第5項、令第69条、令第73条第5項、令第77条ただし書、令第77条の2第1項ただし書若しくは第2項ただし書、令第78条ただし書又は令第78条の2第1項第3号の構造計算をした建築物	(い)欄に掲げる規定にそれぞれ規定する構造計算をした際の計算書
(二)	軸組を令第46条第4項の表一の(八)項の認定を受けたものとする建築物	令第46条第4項の表一の(八)項の認定に係る認定書の写し
(三)	構造耐力上主要な部分である鋼材の接合を令第67条第1項の認定を受けた接合方法によるものとする建築物	令第67条第1項に係る認定書の写し
(四)	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造を令第67条第2項の認定を受けたものとする建築物	令第67条第2項に係る認定書の写し
(五)	令第68条第3項の認定を受けた高力ボルト接合を用いる建築物	令第68条第3項に係る認定書の写し
(六)	令第70条に規定する国土交通大臣が定める場合に該当しないとする建築物	一の柱のみの火熱による耐力の低下によつて建築物全体が容易に倒壊するおそれのあるものではないことを証する図書
(七)	構造耐力上主要な部分である壁及び床版の構造を第8条の3の認定を受けたものとする建築物	第8条の3の認定に係る認定書の写し
(八)	法第6条第1項に規定する建築基準法令の規定(以下単に「建築基準法令の規定」という。)により主要構造部若しくは壁及び天井(天井のない場合には、屋根)の室内に面する部分の仕上げ又は建築設備の構造を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料としなければならない建築物で、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料のうち国土交通大臣の認定を受けたものを用いるもの	当該材料に係る法第2条第9号又は令第1条第5号若しくは第6号の認定に係る認定書の写し
(九)	建築基準法令の規定により主要構造部、屋外避難階段、ひさし及びそで壁その他これらに類するものを耐火構造、準耐火構造、令第115条の2の2第1項第1号に規定する準耐火構造、防火構造、法第22条第1項に規定する屋根の構造、法第23条に規定する外壁の構造、法第63条に規定する屋根の構造、令第109条の3第1号に規定する屋根の延焼のおそれのある部分の構造、同条第2号八に規定する3階以上の階における床又はその直下の天井の構造、令第113条第1項第3号に規定する屋根の構造、令第115条の2第1項第4号に規定する1階の床及び2階の床の構造又は令第115条の2の2第1項第4号八に規定するひさしその他これに類するものの構造としなければならない建築物で、これらの構造を国土交通大臣の認定を受けたものとするもの	当該部分の構造に係る法第2条第7号、第7号の2又は第8号若しくは法第22条第1項、法第23条、法第63条、令第109条の3第1号又は第2号八、令第113条第1項第3号、令第115条の2第1項第4号、令第115条の2の2第1項第1号、同条第1項第4号八の認定に係る認定書の写し
(十)	建築基準法令の規定により特定防火設備、令第114条第5項の規定によ	当該防火設備に係る法第2条第9号の

	り読み替えて準用する令第112条第16項に規定する防火設備、法第2条第9号の2口に規定する防火設備、法第64条に規定する防火設備、令第112条第14項に規定する防火設備、令第126条の2第2項に規定する防火設備、令第129条の13の2第3号に規定する防火設備、令第136条の2第1号に規定する防火設備又は令第145条第1項第2号に規定する防火設備のうち国土交通大臣の認定を受けたものを設ける建築物	2口、法第64条、令第112条第1項、同条第14項、令第114条第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第16項、令第126条の2第2項、令第129条の13の2第3号、令第136条の2第1号又は令第145条第1項第2号の認定に係る認定書の写し
(十一)	柱の構造を令第70条の認定を受けたものとする建築物	令第70条の認定に係る認定書の写し
(十二)	長屋又は共同住宅の各戸の界壁の構造を法第30条の認定を受けたものとする建築物	法第30条の認定に係る認定書の写し
(十三)	令第20条の5第1項第4号の表、令第20条の6第2項又は令第20条の7の認定を受けた居室を有する建築物	令第20条の5第1項第4号の表、令第20条の6第2項又は令第20条の7の認定に係る認定書の写し
(十四)	令第20条の5第2項から第4項までの認定を受けた建築材料を用いる居室を有する建築物	令第20条の5第2項から第4項までの認定に係る認定書の写し
(十五)	最下階の居室の床の構造を令第22条の認定を受けたものとする建築物	令第22条の認定に係る認定書の写し
(十六)	地階の外壁等の構造を令第22条の2第2号口の認定を受けたものとする建築物	令第22条の2第2号口の認定に係る認定書の写し
(十七)	くみ取便所で令第29条の認定を受けたものを設ける建築物	令第29条の認定に係る認定書の写し
(十八)	都市計画区域若しくは準都市計画区域内における学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舍、停車場その他地方公共団体が条例で指定する用途に供する建築物で、令第30条第1項の認定を受けた便所を設けるもの又は都市計画区域若しくは準都市計画区域内の公衆便所で同項の認定を受けたもの	令第30条第1項の認定に係る認定書の写し
(十九)	指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものとしなければならない建築物で、法第37条第2号の認定を受けたものを用いるもの	法第37条第2号の認定に係る認定書の写し

第2項 法第53条の2第3項（法第57条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土地に建築する建築物に係る確認の申請書にあつては、現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面を添えるものとする。

第3項 法第6条第1項の規定による確認の申請に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物の計画に令第146条第1項第2号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては、法第6条第1項の規定による確認の申請書は、別記二号様式による正本及び副本に、それぞれ、第1項に規定する図書並びに別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び第6項の表のそれぞれの項に掲げる図書を添えたもの並びに別記三号様式による建築計画概要書とする。

第4項 法第6条第1項の規定による確認の申請に係る計画に次の表の(い)欄各項に該当する建築設備が含まれる場合においては、前項の図書のほか、(ろ)欄の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。

	(い)	(ろ)	
(一)	エレベーター	かご及びかごを支え、又はつる構造上主要な部分（以下この項において「主要な支持部分」という。）の構造を令第129条の4第1項第2号の規定に適合したものとするもの	令第129条の4第1項第2号のエレベーター強度検証法により検証をした際の計算書
		かご及び主要な支持部分の構造を令第129条の4第1項第3号の認定を受けたものとするもの	令第129条の4第1項第3号の認定に係る認定書の写し
		屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないもの	令第129条の4第3項第5号に規定する構造計算をした際の計算書
		制御器の構造を令第129条の8第2項の認定を受けたものとするもの	令第129条の8第2項の認定に係る認定書の写し
		制動装置の構造を令第129条の10第2項の認定を受けたものとするもの	令第129条の10第2項の認定に係る認定書の写し
	エスカレ	階段及び踏段を支え、又はつる構造上主要な部分（以下この項において「主要な支持部分」という。）の構造を令第129条の12第2項において準用する第129条の4第1項第2号の規定に適合したものとするもの	令第129条の12第2項において準用する令第129条の4第1項第2号のエスカレーター強度検証法により検証をした際の計算書

(二)	-ター	階段及び主要な支持部分の構造を令第129条の12第2項において準用する令第129条の4第1項第3号の認定を受けたものとするもの	令第129条の12第2項において準用する令第129条の4第1項第3号の認定に係る認定書の写し
		制動装置の構造を令第129条の12第5項の認定を受けたものとするもの	令第129条の12第5項の認定に係る認定書の写し
(三)		居室の換気設備で令第20条の2第1項第1号二の認定を受けたもの	令第20条の2第1項第1号二の認定に係る認定書の写し
(四)		火を使用する室に設ける換気設備で令第20条の3第2項第1号口の認定を受けたもの	令第20条の3第2項第1号口の認定に係る認定書の写し
(五)		居室の換気設備で令第20条の6第1項第1号口(1)又は八の認定を受けたもの	令第20条の6第1項第1号口(1)又は八の認定に係る認定書の写し
(六)		尿尿浄化槽で法第31条第2項の認定を受けたもの又は合併処理浄化槽で令第35条第1項の認定を受けたもの	法第31条第2項の認定に係る認定書の写し又は令第35条第1項の認定に係る認定書の写し
(七)		煙突で令第115条第1項第3号口の認定を受けたもの	令第115条第1項第3号口の認定に係る認定書の写し
(八)		非常用の照明装置で令第126条の5第2号の認定を受けたもの	令第126条の5第2号の認定に係る認定書の写し
(九)		給水管、配水管その他の管で令第129条の2の5第1項第7号八の認定を受けたもの	令第129条の2の5第1項第7号八の認定に係る認定書の写し
(十)		飲料水の配管設備で令第129条の2の5第2項第3号の認定を受けたもの	令第129条の2の5第2項第3号の認定に係る認定書の写し
(十一)		冷却塔設備で令第129条の2の7第3号の認定を受けたもの	令第129条の2の7第3号の認定に係る認定書の写し
(十二)		避雷設備で令第129条の15第1号の認定を受けたもの	令第129条の15第1号の認定に係る認定書の写し
(十三)		法第20条第1項第2号イ又は口に規定する建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するもの	令第129条の2の4第2項に規定する構造計算をした際の計算書
(十四)		指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものとしなければならない建築設備で、法第37条第2号の認定を受けたものを用いるもの	法第37条第2号の認定に係る認定書の写し

第5項 法第6条の3第1項各号に掲げる建築物又は法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等（以下この条において単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、第1項、第3項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

第1号 法第6条の3第1項第2号に掲げる建築物に係る確認の申請書 法第68条の10第1項の認定を受けた型式（以下この条において「認定型式」という。）の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

第2号 法第6条の3第1項第3号に掲げる建築物に係る確認の申請書 次の表二の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(は)欄に掲げる図書については同表の(に)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

第3号 認証型式部材等を有する建築物に係る確認の申請書 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄及び(は)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(に)欄に掲げる図書については同表の(ほ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	令第136条の2の9第1号に掲げる建築物の部分	第1項の表二及び表三並びに前項の表((七)項を除く。)に掲げる図書(前項の表の(十一)項にあつては、貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にある	第1項の表一の(は)欄から(ほ)欄まで及び次項の表に掲げる図書のうち構造詳細図(貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。))に	第1項の表一の(い)欄に掲げる図書のうち各階平面図 第1項の表一の(ろ)欄に掲げる図書	壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱及び防火設備の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造(法第62条第1項本文に規定する

(一)		ものを除く。)に係るものを除く。)	係るものを除く。)	のうち2面以上の立面図 第1項の表一の(ろ)欄に掲げる図書のうち2面以上の断面図	建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、開口部、外壁及び軒裏の構造) 床の高さ及び各階の天井の高さ
(二)	防火設備を有する建築物	第1項の表三の(八)項(ろ)欄及び(十九)項(ろ)欄に掲げる図書		第1項の表一の(ろ)欄に掲げる図書のうち2面以上の立面図	開口部の構造
(三)	換気設備を有する建築物	第1項の表三の(十九)項(ろ)欄に掲げる図書及び前項の表の(五)項(ろ)欄に掲げる図書	次項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(換気設備に係るものに限る。)		
(四)	尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽を有する建築物	第1項の表三の(十九)項(ろ)欄及び前項の表の(七)項(ろ)欄に掲げる図書	第1項の表一の(い)欄に掲げる図書のうち尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図		
(五)	非常用の照明装置を有する建築物	第1項の表三の(十九)項(ろ)欄及び前項の表の(九)項(ろ)欄に掲げる図書	次項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(非常用の照明装置に係るものに限る。)		
(六)	給水タンク又は貯水タンクを有する建築物	第1項の表三の(十九)項(ろ)欄及び前項の表の(十一)項(ろ)欄に掲げる図書(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)	次項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)		
(七)	冷却塔設備を有する建築物	第1項の表三の(十九)項(ろ)欄及び前項の表の(十二)項(ろ)欄に掲げる図書	次項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(冷却塔設備に係るものに限る。)		
(八)	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のものを有する建築物	第1項の表三の(十九)項(ろ)欄及び前項の表の(一)項(ろ)欄に掲げる図書(令第129条の4第3項第5号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。)		次項の表に掲げる図書のうちエレベーターの構造詳細図	レールの構造及び取付方法、つり合いおもりの構造、原動機、制御機及び巻上機の設置状況、綱車又は巻胴の構造、かごの構造並びに安全装置の位置及び構造
(九)	エスカレーターを有する建築物	第1項の表三の(十九)項(ろ)欄及び前項の表の(二)項(ろ)欄に掲げる図書	次項の表に掲げる図書のうちエスカレーターの構造詳細図		
(十)	避雷設備を有する建築物	第1項の表三の(十九)項(ろ)欄及び前項の表の(十三)項(ろ)欄に掲げる図書	次項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(避雷設備に係るものに限る。)		

二

(い)	(ろ)	(は)	(に)
令第13条の2第3号に掲げる一戸	第1項の表一の(ほ)項に掲げ	第1項の表一の(い)項に掲げる図書のうち配置図	井戸の位置

建ての住宅	る図書	第1項の表一の(い)項に掲げる図書のうち各階平面図	筋かいの位置及び種類、通し柱及び防火設備の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
令第13条の2第4号に掲げる建築物		第1項の表一の(い)項に掲げる図書のうち配置図	井戸の位置
		第1項の表一の(い)項に掲げる図書のうち各階平面図	筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置

第6項 法第87条の2の場合における確認の申請書は、別記第四号様式（昇降機用）又は同様式（昇降機以外の建築設備用）による正本及び副本に、それぞれ、次の表のそれぞれの項に掲げる図書を添えたものとし、これらの図書のほか、さらに、第4項の表の(い)欄各項に該当する昇降機又は昇降機以外の建築設備についてはそれぞれ同表の(ろ)欄の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。

図書の種類		明示すべき事項	
昇降機	各階平面図	縮尺、方位及び昇降機の位置	
	構造詳細図	エレベーター	昇降機の構造、レールの構造及び取付方法、つり合おもりの構造、原動機、制御機及び巻上機の設置状況、綱車又は巻胴の構造、かごの構造並びに安全装置の位置及び構造
		エスカレーター	取付方法、階段及び手すりの構造並びに安全装置の位置及び構造
		小荷物専用昇降機	昇降路の構造、かごの大きさ並びに安全装置の位置及び構造
昇降機以外の建築設備	各階平面図	縮尺、方位及び建築設備の位置	
	構造詳細図	縮尺並びに主要部分の材料の種別及び寸法	

第7項 認定型式に適合する部分を有する建築設備又は認証型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

第1号 認定型式に適合する部分を有する建築設備に係る確認の申請書 認定型式の認定書の写しを添えたものにあつては、次の表の(い)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

第2号 認証型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表の(い)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、(に)欄に掲げる図書については(ほ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
(一)	換気設備	第1項の表三の(十九)項(ろ)欄及び第4項の表の(五)項(ろ)欄に掲げる図書	前項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(換気設備に係るものに限る。)		
(二)	非常用の照明装置	第1項の表三の(十九)項(ろ)欄及び第4項の表の(九)項(ろ)欄に掲げる図書	前項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(非常用の照明装置に係るものに限る。)		
(三)	給水タンク又は貯水タンク	第1項の表三の(十九)項(ろ)欄及び第4項の表の(十一)項(ろ)欄に掲げる図書(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)	前項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)		
(四)	冷却塔設備	第1項の表三の(十九)項(ろ)欄及び第4項の表の(十二)項(ろ)欄に掲げる図書	前項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(冷却塔設備に係るものに限る。)		
(五)	エレベーターの部分で昇降路及び	第1項の表三の(十九)項(ろ)欄及び第4項の表の(一)項(ろ)欄に掲げる図		前項の表に掲げる図書のうちエレ	レールの構造及び取付方法、つり合いおもりの構造、原動機、制御機及び巻上機

	機械室以外 のもの	書（令第129条の4第3項第5号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。）	ベーターの 構造詳細図	の設置状況、綱車又は巻胴の構造、かごの構造並びに安全装置の位置及び構造
(六)	エスカレーター	第1項の表三の(十九)項(ろ)欄及び第4項の表の(二)項(ろ)欄に掲げる図書	前項の表に掲げる図書のうちエスカレーターの構造詳細図	
(七)	避雷設備	第1項の表三の(十九)項(ろ)欄及び第4項の表の(十三)項(ろ)欄に掲げる図書	前項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(避雷設備に係るものに限る。)	

第8項 第1項の表一に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示してその図書を第1項又は第3項の申請書に添える場合においては、第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該図書に明示することを要しない。

第9項 申請に係る建築物の敷地が都市計画区域内又は準都市計画区域内にある場合（第11項に掲げる場合を除く。）においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項から第4項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

第1号 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模様替である場合

第2号 都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項及び第42条の規定に関しては、次に掲げる場合

イ 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、その規模が1,000メートル（都市計画法施行令第19条第2項の規定が適用される場合にあつては、500平方メートル）未満である場合。ただし、同条第1項ただし書の規定により都道府県の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は同法第252条の26の3第1項の特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の規則。以下この条において同じ。）で別に規模が定められている場合にあつては、その規模未満である場合とする。

ロ 申請に係る建築物の敷地が区域区分が定められていない都市計画区域内又は準都市計画区域内にあり、かつ、その規模が3,000平方メートル（都市計画法施行令第19条第1項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満である場合

ハ 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該建築物の工事種別が既存の建築物の敷地内における増築、改築又は移転である場合

第3号 前2号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

第10項 申請に係る建築物の敷地が都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内にある場合（次項に掲げる場合を除く。）においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項から第4項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第29条第2項、第35条の2第1項、第41条第2項又は第42条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

第1号 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模様替である場合

第2号 申請に係る建築物の敷地の規模が1ヘクタール未満である場合

第3号 前2号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

第11項 申請に係る建築物の敷地が市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項から第4項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項又は第42条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

第1号 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模様替である場合

第2号 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合

イ 申請に係る建築物の敷地の面積の合計が、1ヘクタール未満であること。

ロ 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域のうち2以上の区域における申請に係る建築物の敷地の面積の合計が、当該敷地に係るそれぞれの区域について都市計画法施行令第19条の規定により開発行為の許可を要しないこととされる規模のうち最も大きい規模未満であること。

ハ 市街化区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、1,000平方メートル（都市計画法施行令第19条第2項の規定が適用される場合にあつては、500平方メートル）未満であること。ただし、同条第1項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定められている場合にあつては、その規模未満であること。

ニ 区域区分が定められていない都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、3,000平方メートル（都

市計画法施行令第19条第1項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定められている場合にあつては、その規模)未満であること。

ホ 準都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、3,000平方メートル(都市計画法施行令第19条第1項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定められている場合にあつては、その規模)未満であること。

第3号 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該建築物の工事種別が既存の建築物の敷地内における増築、改築又は移転である場合

第4号 前3号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

第12項 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第4条第6項の都市計画施設の区域内若しくは同条第7項の市街地開発事業の施行区域内、同法第8条第1項第13号の流通業務地区内又は宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項から第4項までの規定に定めるもののほか、その計画が同法第53条第1項、流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第5条第1項又は宅地造成等規制法第8条第1項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

第1号 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模様替である場合

第2号 前号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

第13項 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第39条第2項、第40条、第43条第2項、第49条から第50条まで、第68条の2若しくは第68条の9の規定に基づく条例(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。)又は第68条の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第1項、第3項、第4項又は第6項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

第14項 申請に係る建築物の工事計画が建築士の作成した設計図書によるものである場合においては、特定行政庁は、第1項又は第3項の規定にかかわらず、規則で、第1項の表一の(は)項に掲げる図書、同項の表二の(一)項及び(二)項並びに同項の表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(三)項に掲げる図書の全部又は一部を添えることを要しない旨を規定することができる。

第15項 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画の変更の場合における確認の申請書及びその添付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

第1号 当該計画の変更に係る直前の確認を建築主事から受けている場合 変更に係る部分の申請書(第1項又は第3項の規定による確認の申請書にあつては第1面が別記第5号様式に、第6項の規定による確認の申請書にあつては第1面が別記第6号様式によるもの。次号において同じ。)及びその添付図書

第2号 当該計画の変更に係る直前の確認を指定確認検査機関から受けている場合 前各項に規定する申請書及びその添付図書並びに当該直前の確認に要した図書(変更に係る部分に限る。)

平成14年12月26日 国土交通省告示第1112号(平成15年7月1日施行)

クロルピリホスを発散するおそれがない建築材料を定める件

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の5第一項第2号の規定に基づき、クロルピリホスを発散するおそれがないものとして国土交通大臣が定める建築材料を次のように定める。

クロルピリホスを発散するおそれがないものとして国土交通大臣が定める建築材料は、クロルピリホスをあらかじめ添加した建築材料のうち、建築物に用いられた状態でその添加から五年以上経過しているものとする。

附 則

この告示は、平成十五年七月一日から施行する。

平成14年12月26日 国土交通省告示第1113号(平成15年7月1日施行)

平成15年4月1日 国土交通省告示第370号による改正

平成15年6月24日 国土交通省告示第974号による改正

第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の5第一項第3号の規定に基づき、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。

建築基準法施行令第20条の5第一項第3号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時0.12ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。

一 次に掲げる建築材料

イ 合板(合板の日本農林規格(平成15年農林水産省告示第233号)に規定する普通合板、コンクリート型枠用合板、構造用合板、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF₁、F₂及びF₃の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと、ホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料等を使用していないこと並びにホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する材料を使用していないことを認めたものを除く。)

ロ 木質系フローリング(一枚のひき板(これを縦継ぎしたものを含む。)を基材とした構成層が一のもの並びにフローリングの日本農林規格(昭和49年農林省告示第1073号)に規定するフローリングの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF₁、F₂及びF₃の規格に適合するもの並びに接着剤及び塗料等を使用していないもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと、ホルムアルデヒドを放散する塗料等を使用していないこと並びにホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料等を使用していないことを認めたものを除く。)

ハ 構造用パネル(構造用パネルの日本農林規格(昭和62年農林水産省告示第360号)に規定する構造用パネルの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF₁、F₂及びF₃の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたものを除く。)

ニ 集成材(次の(1)及び(2)に掲げるものを除く。)

(1) 集成材の日本農林規格(昭和49年農林省告示第601号)に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は化粧ばり構造用集成材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF₁、F₂及びF₃の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたもの

(2) 構造用集成材の日本農林規格(平成8年農林水産省告示第111号)に規定する構造用集成材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF₁、F₂及びF₃の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたもの

ホ 単板積層材(次の(1)及び(2)に掲げるものを除く。)

(1) 単板積層材の日本農林規格(昭和53年農林水産省告示第106号)に規定する単板積層材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF₁、F₂及びF₃の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないこと並びにホルムアルデヒドを含む接着剤及びホルムアルデヒドを放散する塗料を使用していないことを認めたもの

(2) 構造用単板積層材の日本農林規格(昭和63年農林水産省告示第1443号)に規定する構造用単板積層材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF₁、F₂及びF₃の規格に適合するもの並びに登録認定機関又は登録外国認定機関がホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを認めたもの

ヘ ミディアムデンシティファイバーボード(日本工業規格(以下「JIS」という。)A5905(繊維板)に規定するミディアムデンシティファイバーボードの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF₁等級、F₂等級及びF₃等級の規格に適合するものを除く。)

ト パーティクルボード(JIS A5908(パーティクルボード)に規定するパーティクルボードの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF₁等級、F₂等級及びF₃等級の規格に適合するものを除く。)

チ 木材のひき板、単板又は小片その他これらに類するものをユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用した接着剤により面的に接着し、板状に成型したもの（イからトまでに掲げる建築材料（括弧内に掲げるものを含む。）を除く。）

リ ユリア樹脂板

又 壁紙（JIS A 6921（壁紙））に規定する壁紙の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量が F 等級の規格に適合するものを除く。）

ル 次に掲げる接着剤（イから八まで、ニ(1)及び(2)、ホ(1)及び(2)、へ、ト、又、ヲ(1)及び(2)並びにカ(1)から(3)まで並びに次号イ(1)から(11)まで並びにハ(1)から(4)までの括弧内に掲げる建築材料及び平成14年国土交通省告示第千百十五号に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に含有されるものを除く。）

- (1) 壁紙施工用でん粉系接着剤
（JIS A 6922（壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤））に規定する壁紙施工用でん粉系接着剤の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量が F 等級の規格に適合するものを除く。）
- (2) ホルムアルデヒド水溶液を用いた建具用でん粉系接着剤
- (3) ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用した接着剤（(2)に掲げるものを除く。）
- (4) メラミン樹脂系の接着剤
- (5) ユリア・メラミン共縮合樹脂系の接着剤
- (6) フェノール樹脂系の接着剤
- (7) レゾルシノール樹脂系の接着剤

ヲ 次に掲げる保温材

- (1) ロックウール保温板、ロックウールフェルト、ロックウール保温帯及びロックウール保温筒
（JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材））に規定するロックウール保温板、ロックウールフェルト、ロックウール保温帯又はロックウール保温筒の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散が F 等級、F 等級及び F 等級の規格に適合するものを除く。）
- (2) グラスウール保温板、グラスウール波形保温板、グラスウール保温帯及びグラスウール保温筒
（JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材））に規定するグラスウール保温板、グラスウール波形保温板、グラスウール保温帯又はグラスウール保温筒の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散が F 等級、F 等級及び F 等級の規格に適合するものを除く。）
- (3) フェノール樹脂を使用した保温材
（JIS A 9511（発泡プラスチック保温材））に規定するフェノールフォーム保温板、フェノールフォーム保温筒の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散が F 等級、F 等級及び F 等級の規格に適合するものを除く。）

ワ 次に掲げる緩衝材

- (1) 浮き床用ロックウール緩衝材
（ヲ(1)に掲げる建築材料を除く。）
- (2) 浮き床用グラスウール緩衝材
（ヲ(1)に掲げる建築材料を除く。）

カ 次に掲げる断熱材

- (1) ロックウール断熱材
（JIS A 9523（吹込み用繊維質断熱材））に規定する吹込み用グラスウール断熱材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散が F 等級及び F 等級の規格に適合するものを除く。）
- (2) グラスウール断熱材
（JIS A 9521（住宅用人工造鉱物繊維断熱材））に規定するグラスウール断熱材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散が F 等級及び F 等級の規格に適合するものを除く。）
- (3) 吹込み用グラスウール断熱材
（JIS A 9523（吹込み用繊維質断熱材））に規定する吹込み用グラスウール断熱材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散が F 等級及び F 等級の規格に適合するものを除く。）
- (4) ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材

二 次に掲げる建築材料（施工時に塗布される場合に限る。）

イ 次に掲げる塗料

（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。）

(1) アルミニウムペイント

（JIS K5492（アルミニウムペイント）に規定するアルミニウムペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF、F及びFの規格に適合するものを除く。）

(2) 油性調合ペイント

（JIS K5511（油性調合ペイント）に規定する油性調合ペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF、F及びFの規格に適合するものを除く。）

(3) 合成樹脂調合ペイント

（JIS K5516（合成樹脂調合ペイント）に規定する合成樹脂調合ペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF、F及びFの規格に適合するものを除く。）

(4) フタル酸樹脂ワニス

（JIS K5562（フタル酸樹脂ワニス）に規定するフタル酸樹脂ワニスの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF、F及びFの規格に適合するものを除く。）

(5) フタル酸樹脂エナメル

（JIS K5572（フタル酸樹脂エナメル）に規定するフタル酸樹脂エナメルの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF、F及びFの規格に適合するものを除く。）

(6) 油性系下地塗料

（JIS K5591（油性系下地塗料）に規定する油性系下地塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF、F及びFの規格に適合するものを除く。）

(7) 一般用さび止めペイント

（JIS K5621（一般用さび止めペイント）に規定する一般用さび止めペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF、F及びFの規格に適合するものを除く。）

(8) 多彩模様塗料

（JIS K5667（多彩模様塗料）に規定する多彩模様塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF、F及びFの規格に適合するものを除く。）

(9) 家庭用屋内木床塗料

（JIS K5961（家庭用屋内木床塗料）に規定する家庭用屋内木床塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF、F及びFの規格に適合するものを除く。）

(10) 家庭用木部金属部塗料

（JIS K5962（家庭用木部金属部塗料）に規定する家庭用木部金属部塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF、F及びFの規格に適合するものを除く。）

(11) 建物用床塗料

（JIS K5970（建物用床塗料）に規定する建物用床塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF、F及びFの規格に適合するものを除く。）

ロ 次に掲げる仕上塗材

（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。）

(1) 内装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材

(2) 内装合成樹脂エマルション系厚付け仕上塗材

(3) 軽量骨材仕上塗材

(4) 合成樹脂エマルション系複層仕上塗材

(5) 防水形合成樹脂エマルション系複層仕上塗材

ハ 次に掲げる接着剤

（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。）

(1) 酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤

（JIS A5536（床仕上げ材用接着剤）、JIS A5537（木れんが用接着剤）、JIS A5538（壁・天井ボード用接着剤）、JIS A5547（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJIS A5549（造作用接着剤）に規定する酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF等級、F等級及びF等級の規格に適合するものを除く。）

(2) ゴム系溶剤形接着剤

（JIS A5536（床仕上げ材用接着剤）、JIS A5538（壁・天井ボード用接着剤）、JIS A554

7 (発泡プラスチック保温板用接着剤) J I S A 5 5 4 9 (造作用接着剤) 又は J I S A 5 5 5 0 (床根太用接着剤) に規定するゴム系溶剤形接着剤の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散が F 等級、 F 等級及び F 等級の規格に適合するものを除く。)

(3) ビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤

(J I S A 5 5 3 6 (床仕上げ材用接着剤) 又は J I S A 5 5 4 9 (造作用接着剤) に規定するビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散が F 等級、 F 等級及び F 等級の規格に適合するものを除く。)

(4) 再生ゴム系溶剤形接着剤

(J I S A 5 5 4 7 (発泡プラスチック保温板用接着剤) 又は J I S A 5 5 4 9 (造作用接着剤) に規定する再生ゴム系溶剤形接着剤の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散が F 等級、 F 等級及び F 等級の規格に適合するものを除く。)

附 則

この告示は、平成15年7月1日から施行する。

第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の5第一項第4号の規定に基づき、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。

建築基準法施行令第20条の5第一項第4号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時0.02ミリグラムを超え0.12ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料は、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。

一 次に掲げる建築材料

イ 合板の日本農林規格(平成15年農林水産省告示第233号)に規定する普通合板、コンクリート型枠用合板、構造用合板、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がFの規格に適合する合板

ロ フローリングの日本農林規格(昭和49年農林省告示第1073号)に規定するフローリングの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がFの規格に適合するフローリング

ハ 構造用パネルの日本農林規格(昭和62年農林水産省告示第360号)に規定する構造用パネルの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がFの規格に適合する構造用パネル

二 次に掲げる集成材

(1) 集成材の日本農林規格(昭和49年農林省告示第601号)に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がFの規格に適合する集成材

(2) 構造用集成材の日本農林規格(平成8年農林水産省告示第111号)に規定する構造用集成材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がFの規格に適合する構造用集成材

ホ 次に掲げる単板積層材

(1) 単板積層材の日本農林規格(昭和53年農林水産省告示第106号)に規定する単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がFの規格に適合する単板積層材

(2) 構造用単板積層材の日本農林規格(昭和63年農林水産省告示第1443号)に規定する構造用単板積層材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がFの規格に適合する構造用単板積層材

ヘ 日本工業規格(以下「JIS」という。)A5905(繊維板)に規定するメディアムデンシティファイバーボードの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF等級の規格に適合するメディアムデンシティファイバーボード

ト JIS A5908(パーティクルボード)に規定するパーティクルボードの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がF等級の規格に適合するパーティクルボード

チ 次に掲げる保温材

(1) JIS A9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温板、ロックウールフェルト、ロックウール保温帯又はロックウール保温筒の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF等級の規格に適合するロックウール保温板、ロックウールフェルト、ロックウール保温帯及びロックウール保温筒

(2) JIS A9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するグラスウール保温板、グラスウール波形保温板、グラスウール保温帯又はグラスウール保温筒の規格に適合するもののうち、ホルムアルデヒド放散がF等級の規格に適合するグラスウール保温板、グラスウール波形保温板、グラスウール保温帯及びグラスウール保温筒

ニ 次に掲げる建築材料(施工時に塗布される場合に限る。)

イ 次に掲げる塗料(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。)

- (1) J I S K 5 4 9 2 (アルミニウムペイント) に規定するアルミニウムペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF の規格に適合するアルミニウムペイント
- (2) J I S K 5 5 1 1 (油性調合ペイント) に規定する油性調合ペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF の規格に適合する油性調合ペイント
- (3) J I S K 5 5 1 6 (合成樹脂調合ペイント) に規定する合成樹脂調合ペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF の規格に適合する合成樹脂調合ペイント
- (4) J I S K 5 5 6 2 (フタル酸樹脂ワニス) に規定するフタル酸樹脂ワニスの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF の規格に適合するフタル酸樹脂ワニス
- (5) J I S K 5 5 7 2 (フタル酸樹脂エナメル) に規定するフタル酸樹脂エナメルの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF の規格に適合するフタル酸樹脂エナメル
- (6) J I S K 5 5 9 1 (油性系下地塗料) に規定する油性系下地塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF の規格に適合する油性系下地塗料
- (7) J I S K 5 6 2 1 (一般用さび止めペイント) に規定する一般用さび止めペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF の規格に適合する一般用さび止めペイント
- (8) J I S K 5 6 6 7 (多彩模様塗料) に規定する多彩模様塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF の規格に適合する多彩模様塗料
- (9) J I S K 5 9 6 1 (家庭用屋内木床塗料) に規定する家庭用屋内木床塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF の規格に適合する家庭用屋内木床塗料
- (10) J I S K 5 9 6 2 (家庭用木部金属部塗料) に規定する家庭用木部金属部塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF の規格に適合する家庭用木部金属部塗料
- (11) J I S K 5 9 7 0 (建物用床塗料) に規定する建物用床塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF の規格に適合する建物用床塗料

□ 次に掲げる接着剤(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。)

- (1) J I S A 5 5 3 6 (床仕上げ材用接着剤)、J I S A 5 5 3 7 (木れんが用接着剤)、J I S A 5 5 3 8 (壁・天井ボード用接着剤)、J I S A 5 5 4 7 (発泡プラスチック保温板用接着剤)又はJ I S A 5 5 4 9 (造作用接着剤)に規定する酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF 等級の規格に適合する酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤
- (2) J I S A 5 5 3 6 (床仕上げ材用接着剤)、J I S A 5 5 3 8 (壁・天井ボード用接着剤)、J I S A 5 5 4 7 (発泡プラスチック保温板用接着剤)、J I S A 5 5 4 9 (造作用接着剤)又はJ I S A 5 5 5 0 (床根太用接着剤)に規定するゴム系溶剤形接着剤の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF 等級の規格に適合するゴム系溶剤形接着剤
- (3) J I S A 5 5 3 6 (床仕上げ材用接着剤)又はJ I S A 5 5 4 9 (造作用接着剤)に規定するビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF 等級の規格に適合するビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤
- (4) J I S A 5 5 4 7 (発泡プラスチック保温板用接着剤)又はJ I S A 5 5 4 9 (造作用接着剤)に規定する再生ゴム系溶剤形接着剤の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF 等級の規格に適合する再生ゴム系溶剤形接着剤

附 則

この告示は、平成十五年七月一日から施行する。

平成14年12月26日 国土交通省告示第1115号(平成15年7月1日施行)

平成15年4月1日 国土交通省告示第372号による改正

平成15年6月24日 国土交通省告示第975号による改正

第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の5第一項第4号の規定に基づき、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。

建築基準法施行令第20条の5第一項第4号に規定する夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時0.005ミリグラムを超え0.02ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料は、次に定めるもののうち、建築物に用いられた状態で五年以上経過しているものを除くものとする。

一 次に掲げる建築材料

イ 合板の日本農林規格(平成15年農林水産省告示第233号)に規定する普通合板、コンクリート型枠用合板、構造用合板、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散量がFの規格に適合する合板

ロ フローリングの日本農林規格(昭和49年農林省告示第1073号)に規定するフローリングの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がFの規格に適合するフローリング

ハ 構造用パネルの日本農林規格(昭和62年農林水産省告示第360号)に規定する構造用パネルの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がFの規格に適合する構造用パネル

二 次に掲げる集成材

(1) 集成材の日本農林規格(昭和49年農林省告示第601号)に規定する造作用集成材、化粧ばり造作用集成材又は化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がFの規格に適合する集成材

(2) 構造用集成材の日本農林規格(平成8年農林水産省告示第111号)に規定する構造用集成材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がFの規格に適合する構造用集成材

ホ 次に掲げる単板積層材

(1) 単板積層材の日本農林規格(昭和53年農林水産省告示第106号)に規定する単板積層材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がFの規格に適合する単板積層材

(2) 構造用単板積層材の日本農林規格(昭和63年農林水産省告示第1443号)に規定する構造用単板積層材の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がFの規格に適合する構造用単板積層材

へ 日本工業規格(以下「JIS」という。)A5905(繊維板)に規定するミディアムデンシティファイバーボードの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF等級の規格に適合するミディアムデンシティファイバーボード

ト JIS A5908(パーティクルボード)に規定するパーティクルボードの規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散量がF等級の規格に適合するパーティクルボード

チ 次に掲げる保温材

(1) JIS A9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温板、ロックウールフェルト、ロックウール保温帯又はロックウール保温筒の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散がF等級の規格に適合するロックウール保温板、ロックウールフェルト、ロックウール保温帯及びロックウール保温筒

(2) JIS A9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するグラスウール保温板、グラスウール波形保温板、グラスウール保温帯又はグラスウール保温筒の規格に適合するものうち、ホルムアルデヒド放散がF等級の規格に適合するグラスウール保温板、グラスウール波形保温板、グラスウール保温帯及びグラスウール保温筒

(3) フェノール樹脂を使用した保温材

(JIS A9511(発泡プラスチック保温材)に規定するフェノールフォーム保温板、フェノールフォーム保温筒の規格に適合するものうち、そのホルムアルデヒド放散がF等級、F等級及びF等級の規格に適合するものを除く。)

リ 次に掲げる断熱材

- (1) J I S A 9 5 2 1 (住宅用人工造鉱物繊維断熱材)に規定するロックウール断熱材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF 等級の規格に適合するロックウール断熱材
- (2) J I S A 9 5 2 1 (住宅用人工造鉱物繊維断熱材)に規定するグラスウール断熱材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF 等級の規格に適合するグラスウール断熱材
- (3) J I S A 9 5 2 3 (吹込み用繊維質断熱材)に規定する吹込み用グラスウール断熱材の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF 等級の規格に適合する吹込み用グラスウール断熱材

二 次に掲げる建築材料(施工時に塗布される場合に限る。)

イ 次に掲げる塗料(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。)

- (1) J I S K 5 4 9 2 (アルミニウムペイント)に規定するアルミニウムペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散 等級がF の規格に適合するアルミニウムペイント
- (2) J I S K 5 5 1 1 (油性調合ペイント)に規定する油性調合ペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF の規格に適合する油性調合ペイント
- (3) J I S K 5 5 1 6 (合成樹脂調合ペイント)に規定する合成樹脂調合ペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散 等級がF の規格に適合する合成樹脂調合ペイント
- (4) J I S K 5 5 6 2 (フタル酸樹脂ワニス)に規定するフタル酸樹脂ワニスの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級 がF の規格に適合するフタル酸樹脂ワニス
- (5) J I S K 5 5 7 2 (フタル酸樹脂エナメル)に規定するフタル酸樹脂エナメルの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散 等級がF の規格に適合するフタル酸樹脂エナメル
- (6) J I S K 5 5 9 1 (油性系下地塗料)に規定する油性系下地塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF の規格に適合する油性系下地塗料
- (7) J I S K 5 6 2 1 (一般用さび止めペイント)に規定する一般用さび止めペイントの規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド 放散等級がF の規格に適合する一般用さび止めペイント
- (8) J I S K 5 6 6 7 (多彩模様塗料)に規定する多彩模様塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF の 規格に適合する多彩模様塗料
- (9) J I S K 5 9 6 1 (家庭用屋内木床塗料)に規定する家庭用屋内木床塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級 がF の規格に適合する家庭用屋内木床塗料
- (10) J I S K 5 9 6 2 (家庭用木部金属部塗料)に規定する家庭用木部金属部塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散 等級がF の規格に適合する家庭用木部金属部塗料
- (11) J I S K 5 9 7 0 (建物用床塗料)に規定する建物用床塗料の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散等級がF の 規格に適合する建物用床塗料

ロ 次に掲げる接着剤(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を使用したものに限る。)

- (1) J I S A 5 5 3 6 (床仕上げ材用接着剤) J I S A 5 5 3 7 (木れんが用接着剤) J I S A 5 5 3 8 (壁・天井ボード用接着剤) J I S A 5 5 4 7 (発泡プラスチック保温板用接着剤)又はJ I S A 5 5 四九(造作用接着剤)に規定する酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着 剤の規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF 等級の規格に適合する酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤
- (2) J I S A 5 5 3 6 (床仕上げ材用接着剤) J I S A 5 5 3 8 (壁・天井ボード用接着剤) J I S A 5 5 4 7 (発泡プラスチック保 温板用接着剤) J I S A 5 5 4 9 (造作用接着剤)又はJ I S A 5 5 5 0 (床根太用接着剤)に規定するゴム系溶剤形接着剤の規格に 適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF 等級の規格に適合するゴム系溶剤形接着剤
- (3) J I S A 5 5 3 6 (床仕上げ材用接着剤)又はJ I S A 5 5 4 9 (造作用接着剤)に規定するビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤の規格 に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF 等級の規格に適合するビニル共重合樹脂系溶剤 形接着剤
- (4) J I S A 5 5 4 7 (発泡プラスチック保温板用接着剤)又はJ I S A 5 5 4 9 (造作用接着剤)に規定する再生ゴム系溶剤形接着剤の 規格に適合するもののうち、そのホルムアルデヒド放散がF 等級の規格に適合する再生ゴム系溶剤形接着剤

附 則

この告示は、平成十五年七月一日から施行する。

ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第383号）第20条の5第1項第4号の表及び第20条の6第2項の規定に基づき、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法を次のように定める。

第1 換気回数が0.7以上の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される居室

建築基準法施行令（以下「令」という）第20条の5第1項第4号の表に規定する換気回数が0.7以上の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される居室の構造方法は、天井の高さを2.7メートル以上とし、かつ、次の各号に適合する機械換気設備を設けるものとする。

- 一 有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。以下同じ）又は有効換気換算量（立方メートル毎時で表した量とする。以下同じ）が次の式によって計算した必要有効換気量以上とすること。

$$V_r = n A h$$

この式において、 V_r 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 必要有効換気量（単位1時間につき立方メートル）

n 居室の天井の高さの区分に応じて次の表に掲げる数値

3.3メートル未満	0.6
3.3メートル以上4.1メートル未満	0.5
4.1メートル以上5.4メートル未満	0.4
5.4メートル以上8.1メートル未満	0.3
8.1メートル以上16.1メートル未満	0.2
16.1メートル以上	0.1

A 居室の床面積（単位平方メートル）

h 居室の天井の高さ（単位メートル）

- 二 令第129条の2の6第2項のほか、令第20条の6第1項第1号イ(2)及び(3)又はロ(2)及び(3)並びに同項第2号に適合するものとする。

第2 換気回数が0.5以上0.7未満の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される住宅等の居室以外の居室

令第20条の5第1項第4号の表に規定する換気回数が0.5以上0.7未満の機械換気設備を設けるものに相当する換気が確保される住宅等の居室以外の居室（第一に適合するものを除く）の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。

- 一 天井の高さを2.9メートル以上とし、かつ、次のイ及びロに適合する機械換気設備（第一の各号に適合するものを除く）を設けるものとする。

- イ 有効換気量又は有効換気換算量が次の式によって計算した必要有効換気量以上とすること。

$$V_r = n A h$$

この式において、 V_r 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 必要有効換気量（単位1時間につき立方メートル）

n 居室の天井の高さの区分に応じて次の表に掲げる数値

3.9メートル未満	0.4
3.9メートル以上5.8メートル未満	0.3
5.8メートル以上11.5メートル未満	0.2
11.5メートル以上	0.1

A 居室の床面積（単位平方メートル）

h 居室の天井の高さ（単位メートル）

- ロ 令第129条の2の6第2項のほか、令第20条の6第1項第1号イ(2)及び(3)又はロ(2)及び(3)並びに同項第二号に適合するものとする。

- 二 外気に常時開放された開口部等の換気上有効な面積の合計が、床面積に対して、1万分の15以上とすること。
- 三 ホテル又は旅館の宿泊室その他これらに類する居室以外の居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気確保される廊下その他の建築物の部分を含む）で、使用時に外気に開放される開口部等の換気上有効な面積の合計が、床面積に対して、1万分の15以上とすること。

四 真壁造の建築物（外壁に合板その他これに類する板状に成型した建築材料を用いないものに限る）の居室で、天井及び床に合板その他これに類する板状に成型した建築材料を用いないもの又は外壁の開口部に設ける建具（通気が確保できる空隙のあるものに限る）に木製枠を用いるものとする。

第3 ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室

令第20条の6第2項に規定する同条第1項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室と同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室の構造方法は次の各号のいずれかに適合するものとする。

- 一 第一に適合するものとする。
- 二 第二の各号のいずれかに適合するものとする。ただし、第2第3号中「ホテル又は旅館の宿泊室その他これらに類する居室以外の居室」とあるのは「家具その他これに類する物品の販売業を営む店舗の売場」と読み替えて適用するものとする。

第4 ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室以外の居室

令第20条の6第2項に規定する同条第1項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室以外の居室と同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室以外の居室の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。

- 一 第一に適合するものとする。
- 二 第二の各号のいずれかに適合するものとする。
- 三 天井の高さを3.5メートル以上とし、かつ、次のイ及びロに適合する機械換気設備を設けるものとする。

イ 有効換気量又は有効換気換算量が次の式によって計算した必要有効換気量以上とすること。

$$V_r = n A h$$

この式において、 V_r 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

6.9メートル未満	0.2
6.9メートル以上13.8メートル未満	0.1
13.8メートル以上	0.05

V_r 必要有効換気量（単位1時間につき立方メートル）
 n 居室の天井の高さの区分に応じて次の表に掲げる数値
 A 居室の床面積（単位平方メートル）
 h 居室の天井の高さ（単位メートル）

ロ 令第129条の2の6第2項のほか、令第20条の6第1項第1号イ(2)及び(3)又はロ(2)及び(3)並びに同項第2号に適合するものとする。

附 則

この告示は、平成15年7月1日から施行する。

ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第383号）第20条の6第1項第1号イ(3)、ロ(3)及びハの規定に基づき、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法を次のように定める。

第一 機械換気設備

建築基準法施行令（以下「令」という）第20条の6第1項第1号イ(3)及びロ(3)に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる機械換気設備の構造方法は、次の各号に適合するものとする。

- 一 給気機又は排気機の構造は、換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう）を考慮して計算により確かめられた給気能力又は排気能力を有するものとする。ただし、居室の規模若しくは構造又は換気経路その他機械換気設備の構造によりホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保できることが明らかな場合においては、この限りでない。
- 二 機械換気設備を継続して作動させる場合において、その給気口及び排気口並びに給気機及び排気機の位置及び構造は、気流、温度、騒音等により居室の使用に支障が生じないものとする。
- 三 居室の空気圧が、当該居室に係る天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する建築物の部分（次のイ又はロに該当するものを除く）の空気圧以上とすること。
 - イ 平成11年建設省告示第998号3(3)イ(イ)に掲げる材料その他これらと同等以上に気密性を有する材料を用いて連続した気密層又は通気止めを設けることにより当該居室と区画されたもの
 - ロ 下地材、断熱材その他これらに類する面材に令第20条の5第1項第3号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、同項第4号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び同条第2項の規定により国土交通大臣の認定を受けたもの以外の建築材料のみを用いるもの

第二 中央管理方式の空気調和設備

令第20条の6第1項第1号ハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる中央管理方式の空気調和設備の構造方法は、次の各号に適合するものとする。

- 一 居室における有効換気量立方メートル毎時で表した量とする以下この号において同じが、次の式によって計算した必要有効換気量以上とすること。ただし、令第20条の5第1項第4号の規定に適合する居室に設けるものにあつては、当該居室における有効換気量が令第20条の6第1項第1号イ(1)の式によって計算した必要有効換気量以上とすること。

$$Vr = 10 (E + 0.02 n A)$$

この式において、 Vr 、 E 、 n 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Vr 必要有効換気量（単位1時間につき立方メートル）

E 居室の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根）並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く）の仕上げに用いる建築材料から発散するホルムアルデヒドの量（単位1平方メートルにつき毎時ミリグラム）

n 令第20条の5第1項第4号の表備考一の号に規定する住宅等の居室にあつては3、その他の居室にあつては1

A 居室の床面積（単位平方メートル）

- 二 第1第3号に適合するものとする。

附 則

この告示は、平成15年7月1日から施行する。

参考

平成11年建設省告示第998号

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針(抄)

3 躯体の断熱性能等に関する基準

(3) 気密層の施工に関する基準

気密層(気密材で構成される層をいう。以下同じ。)の施工に当たっては、次のイからハまでに定める基準に従い、相当隙間面積を、地域の区分に応じ、判断基準2の(1)の表に掲げる基準値以下となるようにすること。

イ 気密材は、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる材料を使用すること。

(イ) 相当隙間面積を1平方メートルにつき5.0平方センチメートル以下とする場合

(i) 厚さ0.1ミリメートル以上の住宅用プラスチック系防湿フィルム(日本工業規格A6930-1997(住宅用プラスチック系防湿フィルム)に定めるものをいう。)又はこれと同等以上の防湿性及び気密性を有するもの(以下「防湿気密フィルム」という。)

(ii) 透湿防水シート(日本工業規格A6111-2000(透湿防水シート)に定めるものをいう。)又はこれと同等以上の透湿性、防水性及び気密性を有するもの

(iii) 合板又はこれと同等以上の防湿性及び気密性を有するもの(以下「合板等」という。)

(iv) 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材(日本工業規格A9526-1999(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材)に定めるものをいう。)又はこれと同等以上の断熱性及び気密性を有するもの

(v) 乾燥木材等(重量含水率20パーセント以下の木材、集成材、積層材等をいう。以下同じ。)

(vi) 鋼製部材

(vii) コンクリート部材

(ロ) 相当隙間面積を1平方メートルにつき2.0平方センチメートル以下とする場合

(i) 厚さ0.2ミリメートル以上の防湿気密フィルム

(ii) 合板等

(iii) 乾燥木材等

(iv) コンクリート部材

ロ 気密層は、住宅の種類及び断熱材の施工法に応じ、次の(イ)から(ニ)までに定める基準に従い、連続した気密層を確保するよう施工すること。

(イ) 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅を、繊維系断熱材等若しくはプラスチック系断熱材を使用した充填断熱工法又は繊維系断熱材等を使用した外張断熱工法により施工する場合にあっては、次に掲げる事項に従うこと。

(i) 屋根、天井、壁及び床の各部位、屋根又は天井と壁及び壁と床との取合部並びに壁の隅角部においては、断熱層の室内側に、イに掲げる気密材を使用して気密層を設けること。

(ii) 基礎を断熱構造とする場合にあっては、土台と基礎との間に隙間が生じないよう気密材又は気密補助材(気密テープ(プシル系テープ、アスファルト系テープ又はこれらと同等の気密性及び粘着性を有するものをいう。)、気密パッキン材、現場発泡断熱材、シーリング材(長期的に弾性の低下しないものに限る。))その他これらに類する材料で、気密材に継目の生じる部分の連続性を確保するために使用するものをいう。以下同じ。)の施工等適切な措置を講じること。

(ロ) 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅を、プラスチック系断熱材を使用した外張断熱工法により施工する場合にあっては、次に掲げる事項に従うこと。

(i) 屋根、天井、壁及び床の各部位においては、相当隙間面積を1平方メートルにつき2.0平方センチメートルより大きく5.0平方センチメートル以下とする場合にあってはプラスチック系断熱材を一層以上張り、かつ、気密補助材の施工等により隙間が生じないようにすることとし、相当隙間面積を1平方メートルにつき2.0平方センチメートル以下とする場合にあってはイに掲げる気密材を使用して気密層を設けること。

(ii) 屋根又は天井と壁との取合部及び壁の隅角部においては、イに掲げる気密材を使用して気密層を設けること。

(iii) 基礎を断熱構造とする場合にあっては、(イ)の(ii)によること。

(ハ) 鉄筋コンクリート造の住宅にあっては、屋根、天井、壁、床及び基礎の各部位、屋根又は天井と壁及び壁と床との取合部並びに壁の隅角部において、コンクリートを密実に打設し、連続した気密層を設けること。

(ニ) 組積造の住宅の壁においては、次に掲げる事項に従うこと。

(i) 繊維系断熱材等を使用する場合にあっては、イに掲げる気密材を使用し、連続した気密層を設けること。

(ii) プラスチック系断熱材を使用する場合にあっては、(ロ)に掲げる事項により、連続した気密層を設けること。

八 気密材の施工に当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

(イ) シート状の気密材の相互の重ねは、下地材がある部分において100ミリメートル以上確保することとし、その部分を合板、乾燥木材、石膏ボード等の材料で挟みつけること。

(ロ) 板状の気密材の相互の継目又はその他の材料との継目は、気密補助材により隙間が生じないようにすること。

(ハ) 防腐又は防蟻のための措置をした構造材がある空間においては、薬剤中の人体に影響を及ぼす物質を室内に流入させないようにすること。

(ニ) 相当隙間面積1平方メートルにつき2.0平方センチメートル以下とする場合にあっては、次に掲げる細部の処理を行うこと。

(i) 気密層を配管、配線その他これらに類するものが貫通する部分においては、気密補助材によりこれらの周囲に隙間が生じないようにすること。

(ii) 床下及び小屋裏の点検口においては、気密性の高い建具を設けること。

(iii) 開口部の枠の周囲に気密補助材を施工し、気密層と開口部の枠との間に隙間が生じないようにすること。